

事務連絡
令和2年3月2日

各校園長殿

江東区教育委員会事務局次長
武越 信昭

区立学校園の臨時休業にかかる児童等の居場所の確保について

1. きっずクラブ登録者以外の低学年(小学校1～3年生)児童

保護者が就労等により自宅での養育が困難な場合(※)は、各きっずクラブに相談の上、受け入れる。その際は、新たにA登録をしていただき保険料のみを徴収する。

(※)例えば、平日、児童が登校している時間帯のみ就労している。また、保護者が看護師、介護士等で急遽シフトが変更となった場合等。

2. 特別支援学級(知的障害等)の児童生徒

特別支援学校(高校)の対応を踏まえ、特別支援学級(知的障害等)の児童生徒は、やむを得ない事情がある場合、各小中学校に相談の上、各学校の学級にて、小中学年問わず受け入れる。支援は、特別支援学級の担当教員が行う。

3. きっずクラブの運営体制の確保

学校休業期間中のきっずクラブA・B登録児童及び1の登録外児童の支援は、当該学校の教員、講師等も行う。

4. 保護者への周知

各学校からの保護者メール及び学校ホームページ等にて速やかに周知すること。

【担当】

きっずクラブについて	地域教育課放課後支援係	綾瀬 3647-9308
特別支援学級について	教育支援課特別支援教育係	津田 3647-9175